

静岡県中小企業融資制度資金金利一覧表

1 事業資金、経営安定資金

資金名		融資利率等			
		基準金利 (a)	利子補給率 (b)	融資利率 (a) - (b)	
事業資金	経営改善資金	年 2.08%	年 0.18%	年 1.9%	
	小口零細企業貸付	年 1.98%	年 0.18%	年 1.8%	
	経営改善資金借換枠	年 2.08%	年 0.18%	年 1.9%	
	短期経営改善資金	年 2.06%	年 0.26%	年 1.8%	
	経営安定資金	経済変動対策貸付	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
		新型コロナウイルス感染症対応枠	年 2.07%	年 0.67%	年 1.4%
		新型コロナウイルス感染症対応 伴走支援特別貸付	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
		連鎖倒産防止貸付	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
		再生企業支援貸付	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%
		再生企業支援貸付	年 2.08%	年 0.18%	年 1.9%
	新型コロナウイルス感染症対応枠	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%	
	中小企業災害対策資金	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%	
	経営力強化資金	年 2.07%	年 0.47%	年 1.6%	

注 静岡県信用保証協会の保証付き融資で、特別小口保証（特別小口保証を利用した小口零細企業貸付を除く）、経営安定関連（1号～4号、6号）の保険特例利用保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、激甚災害保証、事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外となる融資の場合）、経営力強化保証（責任共有制度対象外となる融資の場合）を利用した融資については、融資利率及び基準金利を各資金の率からそれぞれ0.1%減じた率とする。

2 特別政策資金

資金名		融資利率等			
		金融機関所定金利 (a)	利子補給率 (b)	融資利率 (a) - (b)	
特別政策資金	開業パワーアップ支援資金	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内	
	新事業展開支援資金	新分野貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
		経営革新等貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
		少子化対策・障害者雇用支援貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
	防災・減災強化資金	防災・減災強化貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
		防災・減災強化貸付	年 2.07%以内	年 1.035%以内	年 1.035%以内
		特定建築物耐震化特別貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
	地震リスク分散資金	年 2.07%以内	年 0.67%以内	年 1.4%以内	
	脱炭素支援資金	脱炭素支援貸付	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内
		脱炭素支援貸付	年 2.07%以内	年 0.67%以内	年 1.4%以内

	成長産業分野支援資金			
	成長産業分野支援貸付 クラスター産業分野支援貸付	上限なし 下限なし	年 0.67%以内	金融機関所定金利 －利子補給率
	ふじのくにフロンティア推進資金	年 2.07%以内	年 0.67%以内	年 1.4%以内
	事業承継資金	年 2.07%以内	年 0.47%以内	年 1.6%以内

- 注 1 開業パワーアップ支援資金で、創業関連保証又は再挑戦支援保証を利用した場合は、金融機関所定金利 1.97%以内及び融資利率 1.5%以内とする。
- 注 2 防災・減災強化資金の欄中、各貸付に係る下段の融資利率等は、「建築物の建替え」、「耐震補強」、「地盤改良等」及び「浸水防止」の場合の率である。（「静岡県特別政策資金融資制度取扱要領」第 18 を参照）
- 注 3 脱炭素支援資金の欄中、下段の融資利率等は、新エネ設備特別型、地球温暖化ガス排出削減に寄与する設備の導入及び環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資の場合の率である。
- 注 4 特別政策資金の利子補給率は、次のとおりとする。
- (1) 利子補給率年 0.47%以内の場合の資金又は貸付について、金融機関所定金利の 1 / 2 とする。ただし、0.47%を上限とする。
 - (2) 利子補給率年 0.67%以内の場合の資金について、金融機関所定金利の 1 / 2 とする。ただし、0.67%を上限とする。
 - (3) 利子補給率年 1.035%以内の場合の資金について、金融機関所定金利の 1 / 2 とする。ただし、1.035%を上限とする。
- 注 5 成長産業分野支援資金については、固定又は変動金利とし、成長産業分野支援資金以外の資金については、固定金利とする。

附 則

この一覧表は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改定は、平成 15 年 5 月 12 日から適用する。

2 再建企業支援貸付の融資利率は、年 1.5%とする。

ただし、融資利率年 1.8%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。以下同じ。)された融資にあっては、年 1.9%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 1.8%とする。

3 この改定の適用前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 再建企業支援貸付の融資利率は、年 1.7%とする。

ただし、融資利率年 2.0%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。以下同じ。)された融資であって、平成 15 年 5 月 11 日以前に実行された融資については年 1.9%、その他の融資については年 1.8%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 2.0%とする。

3 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 再建企業支援貸付の融資利率は、年 1.8%とする。

ただし、融資利率年 2.1%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあっては、保証申込受付をいう。以下同じ。)された融資であって、平成 15 年 5 月 11 日以前に実行された融資については年 1.9%、平成 15 年 5 月 12 日以降から平成 19 年 3 月 31 日以前に実行された融資については年 1.8%、その他の融資については年 2.0%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 2.1%とする。

3 この改正の施行前に実行された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 20 年 12 月 22 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあっては、保証申込受付をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

2 再建企業支援貸付の融資利率は、年 1.6%とする。

ただし、融資利率年 1.9%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。以下同じ。)された融資であつて、平成 15 年 5 月 11 日以前に実行された融資については年 1.9%、平成 15 年 5 月 12 日以降から平成 19 年 3 月 31 日以前に実行された融資については年 1.8%、平成 19 年 4 月 1 日以降から平成 19 年 9 月 30 日以前に実行された融資については年 2.0%、その他の融資については年 2.1%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 1.9%とする。

3 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 10 月 18 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証申込受付をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 再生企業支援貸付の融資利率は、年 1.6% (事業再生計画実施関連保証により責任共有制度対象外の融資を借り換える場合にあつては、年 1.5%)とする。

ただし、融資利率年 1.9%(この改定の適用前に実行(静岡県信用保証協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。以下同じ。)された融資であつて、平成 15 年 5 月 11 日以前に実行さ

れた融資については年 1.9%、平成 15 年 5 月 12 日以降から平成 19 年 3 月 31 日以前に実行された融資については年 1.8%、平成 19 年 4 月 1 日以降から平成 19 年 9 月 30 日以前に実行された融資については年 2.0%、その他の融資については年 2.1%)未満の長期の県制度融資既往借入分を除く返済資金については、年 1.9%とする。

- 3 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年 6 月 20 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

- 3 経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)については、令和 2 年 3 月 18 日受付分から対象とする。

附 則

- 1 この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定に関わらず、令和 2 年度「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」については、令和 3 年 3 月 31 日までに協会に申込み、かつ、同年 5 月 31 日までに融資の実行がされたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 4 年 1 月 5 日から施行し、令和 3 年 8 月 2 日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行(協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。)された融資については、なお従前の例による。